大分労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

大分労働局長　久保　雅裕

第４号中「１時間703円」を「１時間707円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

大分労働局長　久保　雅裕

第４号中「１時間753円」を「１時間757円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県各種商品小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

大分労働局長　久保　雅裕

第４号中「１時間683円」を「１時間687円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

大分労働局長　久保　雅裕

第４号中「１時間711円」を「１時間715円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月25日

鹿児島労働局長　今野　文平

第４号中「１時間692円」を「１時間696円」に改める。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月二十二日（火）

○一般案件（抜粋）

一、平成二十二年度一般会計予算
一、平成二十二年度特別会計予算
一、平成二十二年度国債整理基金特別会計予算
一、平成二十二年度政府関係機関予算
一、平成二十二年度一般会計予備費使用総調書
一、平成二十二年度特別会計予備費使用総調書
一、平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書を国会に報告すること

以上について（決定）（財務省）

○法律案

一、国民年金法の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働省）

公　告

諮　事　項

工場財団

山形市城西町五丁目４番１号**株式会社山形テレビ**の工場財団に山形市城西町五丁目８番地４、８番地５、８番地６、８番地７株式会社山形テレビの機械器具等及び山形県鶴岡市大字大山字城山331番株式会社山形テレビ高館山テレビ送信所の機械器具等及び山形県西置賜郡小国町大字折戸字**峨**峩山二197番地２先国有林31林班へ小班株式会社山形テレビ小国テレビ送信所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年11月25日　　山形地方法務局

金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第３条の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　サンフラワー・インベストメント株式会社
２．住所　東京都渋谷区本町３―35―17イマス・エスイー・ビル２階
３．代表者の氏名　代表取締役　前田　　智
４．権利の実行の対象となる営業保証金の額　5,000,000円
５．仮配当表
⑴　権利の実行の対象となる営業保証金の額　5,000,000円
⑵　権利の実行に係る申出等の総額　2,755,477円

※配当に当たっては、金融商品取引業者営業保証金規則第17条第２項の規定により、公示に要した費用の負担がある。

平成23年11月25日

関東財務局長　居戸　利明

投資助言・代理業者の営業保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会公示

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の14第４項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　サンフラワー・インベストメント株式会社
２．住所　東京都渋谷区本町３―35―17イマス・エスイー・ビル２階
３．代表者の氏名　代表取締役　前田　　智
４．権利の実行の対象となる営業保証金の額　5,000,000円
５．意見聴取会の期日　平成23年12月20日（火）午後２時
６．意見聴取会の場所　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東財務局　共用会議室（12階）

平成23年11月25日

関東財務局長　居戸　利明

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２３年（家）第７１５８６号

東京都千代田区内幸町１丁目２番２号日比谷ダイビル６階潮見坂綜合法律事務所
申立人　佐藤　久文
本籍東京都中野区本町４丁目38番地、最後の住所東京都中野区本町４丁目23番14号、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日平成22年12月１日、出生の場所東京府豊多摩郡中野町、出生年月日昭和３年３月14日、職業無職
被相続人　亡　根本　修明
催告期間満了日　平成24年６月29日

東京家庭裁判所

平成２３年（家）第１２３２号

川崎市高津区溝口２丁目３番10号　内田ビル３階　溝の口法律事務所
申立人　弁護士　青木　亮祐
本籍川崎市多摩区宿河原１丁目1431番地、最後の住所川崎市多摩区宿河原１丁目27番10号、死亡の場所神奈川県川崎市多摩区、死亡年月日推定平成22年12月22日、出生の場所神奈川県橘樹郡稲田町、出生年月日昭和６年２月14日、職業無職
被相続人　亡　元木　利男
催告期間満了日　平成24年６月11日

横浜家庭裁判所川崎支部